

訪問系サービス・・・在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時などに移動に必要な情報提供（代筆、代読を含む）、移動の援護などの支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	就労定着支援	一般企業などで働くようになった人に、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。
	自立生活援助	施設や共同生活援助などを利用していた人が一人暮らしを始めたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、定期的に訪問して必要な助言などの支援をします。